

厚生委員会議録 第四号

昭和二十八年六月二十日(土曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事松永 佛骨君

理事長谷川 菊男君 理事堤 ソルヨ君

越智 茂君

助川 良平君

安井 大吉君

杉山元治郎君

出席政府委員

厚生政務次官

厚生技官(公衆衛生局長)

専門員 川井 章知君

厚生技官(公衆衛生部長)

専門員 山本 正世君

厚生技官(公衆衛生部長)

専門員 引地亮太郎君

厚生技官(公衆衛生部長)

専門員 安田 塚君

厚生技官(公衆衛生部長)

専門員 中山 マサ君

厚生技官(公衆衛生部長)

厚生技官(公衆衛生部長)

厚生技官(公衆衛生部長)

厚生技官(公衆衛生部長)

理事長谷川

理事堤

ソルヨ君

加藤鎌五郎君

元君

萩元たけ子君

春江君

田中 元君

ばならぬものと考えます。従いまして部落ごとにこれ以上簡単な施設をつくるというようなことは、その点で少し支障を來すのではなかろうかと考えます。また一方、現在私どもは簡易屠殺場の施設として、もちろん例外はあります、通例いたしまして一日十頭程度の屠殺を考えておるわけであります。まず十頭程度ということになりますれば、どうやら經營の面からも可能につくつても、その数字すらにも達しないような場合もあると存じますので、これは経営面からして行き詰まりを来しはしないかといふうに考えております。

○小島委員長 加藤委員。

○長谷川(保)委員 なおわが党といったしましては調査すべき点があるので、質問を留保いたしまして、この程度で終ります。

○加藤(謙)委員 私はほかの会合とちようど時間が衝突いたしておりましたので、あるいは済んだかとも思いましたが、今回簡易屠畜場ができましたことは、まことにけつこうでござりますが、従来におきましても衛生の見地から見て、それがぐあいよく行くかいながどうことを心配いたしておる次第でござります。従来の公設の屠場におきましてはなはだ遺憾な点があつたのでありますするが、この簡易屠場においても同様に検査は厳重にされるのでありますか、どんな手続でやられるのかどうことを心配いたしておる次第であります。が、それをちよつと伺つてみたい。

も一般屠場におきましても、検査の手続あるいは検査事項等はまったく同様でありまして、簡易屠場と申しましてもやはりさうな意味で検査は極力徹底的に行うのであります。また肉類がなければこれを販売できませんので、簡易屠場において屠殺されましたが、簡易屠場において屠殺されましたが、その検査の完了いたしました検印は、そのままのものも必ず検印を受けることに相なります。ただこの場合相当な検査員の人数が必要と相なりますが、この点に関しましては、しつかりした民間の団体に勤務しておるような獣医師をも県の職員といいたしまして、検査に従事させて行きたい方針でござります。

○加藤(綱)委員 普通の屠場におきまして、機構、検査の手続はただいまお話の通りでございますが、またいろいろの検査の手続を今ちよつと説んでみますと、患部を切るところのメスは違ったメスを使わなければならぬとか、いろいろなことが規定してあります。しかし、それが完全に行われておらないという事が実情でありますと、これは検査を厳重にされることであらうと思います。またしなければならぬと思いますが、実はそれが完全に行なえますと、そういう検査ということが完全にできるでありますよ。その辺のこところ――するとおつしやることは中止までもないのです。手が及びますかどうかということをもう一言伺つておきたい。

○楠本説明員 これはおつしやるようになつて、私どももいたしましては検査すると申し上げるほかございませんが、検査に従事いたします人間は、ただいま申し上げましたように相当な増員を考えなければならぬと思います。また多

数の簡易屠場の施設の指導監督というようなものには十分県当局がこれに当らなければならぬものと考えます。また簡易屠場におきましては大動物、たとえば牛とか馬とかいう大動物は扱わぬことに相なつております。と申しますのは、大動物はえてして人畜共通の疾病が多くありますので、かようなものを持わずに、もっぱら豚あるいはやぎといふような小動物を対象として考えておるわけであります。この点から申しましても、私どもはこの程度であるならば衛生上の危害は起るまいといふふうに考えております。

て複雑な業態でありますことは、私自身もよく承知をいたしております。今後はできるだけ屠畜検査員をしばらく交代するとか、あるいはその監督を厳重にするとかいうようなことをいたしまして、一層屠畜検査の正しいやり方を確保して参りたいと存じます。

○加藤(穂)委員 私はそれを強く希望いたしておきます。これで私の質問を終ります。

○小島委員長 他に本案について御質疑ございませんか——他に御質疑もないようではありますから、次に移ります。

○堤(惣)委員 社会局長に少しお尋ねいたしますが、今年もまたわれ／＼の手元に婦人民生委員法の案内が来ておるわけでござります。聞くところによりますれば、婦人民生委員の数がだんだん減りつつあるということでありますが、二十五、二十六年あたりの婦人民生委員のトータルがございましたらお知らせ願いたい。

○安田政府委員 お答え申し上げます。昭和二十七年の八月一日の調べで十一万三千八百三十九人の民生委員のうちで、御婦人の方が二万一千五百三十人でございます。

○堤(惣)委員 私は前からの減りぐあいをずっと知りたいのですけれども、そのところをもう一度——わからなければあとでもよろしいが、ちよつと質問を進めて行きましょうか。

○安田政府委員 それではひとつあとで……。

○堤(ツ)委員 私は局長にお尋ねしたのでござりますが、民生委員の方につきまして、いろいろ申し上げたことはたくさんございますけれども、私はかねぐ民生委員というものは、少くとも半数以上は婦人でなければならぬということを主張して参つたのでござります。それでこいねがわさんは政府当局におかれても、おひのち中、そうしてボロまで注意してもらわなければならぬ民生委員は、婦人生委員をできるだけやすように努力していただきたいということを、かねがねお願ひして参つたのでござりますが、それに対してもいかなる積極的な手を打つて来られたか。近時減つて来ておるという傾向にあるこれについて、どういう見解を持つておられるか、トーナルをお示し願つても、これは減つて来ておると思いますが、それについてまずそのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

とか、あるいははどういう割合でなければいけないのかとかいうようなことは、男女平等の原則に反するようなことになつてもいけませんので、この点はそういう指導はできぬのじやないか。いろいろいう要望がありながら、実際問題としてはこれは二割くらいでござりますけれども、やはり一方から申しますと、婦人の方はそれゞ家庭を持つておられて忙しいものでござりますから、男の方と違つて、要望はしながら、実際にさて出すとなるとむずかしいような事情があるのでござらないか、こういうふうに推察いたしております。私はそれほど減つてはいないと思つておりますけれども、いすれ調べまして御報告申し上げます。

○ 妻子委員 外国の一例を見ましても、婦人生委員といふのは、日本の数に比べて比較にならないほど多いでございます。地方の生活保護の対象者者、それからあらゆる方々の意見を承りましても、全国至るところに婦人人生委員をovskyしてほしいという声は非常に多いのでござります。でありますのに、ただいまの婦人生委員の推薦委員会といふものは、とくに男子の方を中心でございまして、実際民生委員の保護のもとにある人々の声が相通しない、従つておよそ民生委員といふものは、宙に浮いたものであり、また実情に即しないものであるといふところの声が多いのでござります。たとえば一つの町に例をとつて見ますれば、疎開して来て何郷土の事情に、その町の特殊事情に詳しくない人が、顔でもつて民生委員になつたり、おおよそ貧乏とは縁遠いところの素封家の御主人やおばあさんが民生委員の大部分を占

会が年ごとに開かれるたびに、その都度政府に非常に反省を求めて参ったのですが、政府においては何ら積極的な手を打たれない。しかも民生委員法の一部改正法をお出しになつて、枝葉末節であつて、私は本旨に少しも触れてもらえないということを残念に思います。この民生委員法の一部改正の法案の審議にあたつて、私は強くこれを要望し、今局長のお答えになるように、民生委員はその半数なり七五%が婦人でなければならない、ということを明記いたしましたと、もちろん男子の基本的人権を侵すといふことになりますが、そういうことは絶対ない、と思いますから、通達なり、また局長などのお考えでしかるべき手が打てるのじやないか。また地方とももう一度民生委員会制度については懇談されまして、一大改革を加えてもらわなければ、ほんとうにこの零細な人たちの家庭を救うということはできないと思う。襲かわしい実例がたくさんございますけれども、これを申し上げておりますと、時間がかかり過ぎますから、私はものわかりのよい安田局長に、この切々たる婦人の真情を訴えて、これは国民の声であり、要保護者の声であり、未亡人母子世帯の声であり、恵まれない子供たちの声であるということを御反省になつて、ぜひ何とかしていただきたい。しかるべき手をお打ちになつたならば、責任をもつてこの委員会で御発表願いたいというふとを申し上げて、私の質問を終ります。

国民の基本的人権を守るために積極的に涙ぐましいほどのよい活動をしておられる方々があることは、お互によく承知のことでありまして、この事柄に對しましては、私ども感謝にたえないであります。しかし数から申しますと、これは残念ながらそう多数の方々ではないと思います。そうしてこれと逆に、残念ながら今日民生委員という最も民主的でなければならない職を利用いたしまして、あるいは選挙のために、あるいはその他の利益のために、これを悪用する向きがあることを否定するわけに参りません。これはきわめて残念なことであります。ことにこれが都市に至りますに従つて、そういう悪弊が順次出て来ております。極論をする人々は、むしろ民生委員はない方がいい。そして新しい理念を十分教育された専門のケース・ワーカーをして、これにかえるべきだという方々もあるのであります。私もそういう方々の議論に対しまして、確かに傾聴しなければならないものが実情としてあると思う。今回の一部改正法案におきまして、この重点は民生委員推薦会の組織を改めることにあるのであります。が、この組織を改めるところの内容を見ますと、私はそういう民生委員の方方ほんとうに民主的な活動をして、ただぐための方々を選びますのに、この推薦会に選ばれまする方々の性格といふものは、これでは不十分だと思うのであります。これにもしたとえば労働組合あるいは農民組合といふような、民主的な団体からも二人ずつ出て来ていただくというようなことにいたしますれば、その点は相当は正でござ

のではないかと私は思うのであります
が、この推薦会の委員に、そういうよ
うな団体からなお一人ずつ出てもらう
というようなことにする御意思はあり
ませんか、当局の御意見を承りたい。
○安田政府委員 民生委員の人選とい
うのが、この制度の一番大事な点でござ
いますから、長谷川委員のお話のよ
うに、人選には特に気をつけたい、そ
れが今度の改正案の一つのねらいであ
るわけであります。従来の案とお比べ
を願いますと、ただいまいろいろ御指
摘になりましたような問題を根絶する
わけには参りませんけれども、幾分で
もよくしたいという点が、これに現わ
れているということをおくみとり願え
るのでないかと思うのであります。
お話をあつたように、選舉等に利用す
るというようなことは、極力避けなけ
ればなりませんので、いろいろ政治的
な色彩のつきやすいような者は、でき
るだけこの中から省いて行く。なおま
たある一部の傾向を代表する人だけが
推薦会の中で多数を占めるということ
も、これまた困つたことであります。され
ば、その点につきましても適當な比例
を保つようについてですが、改正案の
中に出でておるわけであります。いろいろ
考えまして、私どもいたしまして
は、そういう労働組合とか農民組合と
かいうのは、入れない方がいいのでは
ないかというようなつもりでかよう
にいたしたのであります。

は労働組合だと思います。この際ぜひ労働組合をここに入れるべきだと思う。これを落しまして、こういう傾向の人たちだけを入れて参りますと、その弊害は除去できないと思う。この点について厚生省はもつと考へるべきだと思うのであります。が、労働組合から出してはいけないというような御意見をお持ちなんですか、お持ちでありますればその理由を承りたい。

○安田政府委員 ここに書いてござい

ますのは、先ほどちよつと申しましたけれども、こういう傾向とかああいいう傾向とかいう、傾向のない者をといいうような運び方を実はしたつもりであります。別に労働組合、農民組合がいけないということについての理由を言へども、まあこのあたりが一番現在の情勢から適当じやないか、こういうことをござります。

○小島委員長 他に本案についての御質疑はございませんか。——他に本案についての質疑はないようですが、本件の質疑は終了したから、本案の質疑は終了したと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議がないようございますから、本案の質疑は終了したものと認めます。

次に討論に入ります。青柳一郎君。

○青柳委員 私は自由党を代表いたしまして、この民生委員法の一部を改正する法律案について賛意を表したいと

思うのでございます。

思い出せば昭和二十五年、画期的な生活保護法が日本に打立せられ、その内容を見ますに、世界にも誇るべき非常

に完備したりつばなものであつたのであります。ただその中で一点非常にぐあいが悪く、われくは何とかしてこれを修正しようと努力したのが、ここには、実施機関が民生委員に協力を求めめた場合に限るという点でございました。当時はあたかも連合軍司令部の占領行政下にありまして、われくの意図はついに実現するを得なかつたのであります。ですが、今回ここにみごとに実現するに至つたことは、十二万民生委員の喜びはもとより、民生委員のこの社会福祉に対する熱情は、今後ますます増嵩せらることを期待するものでございます。さらにそれのみではございません。この法案を見ますのに、あるいは民生委員推薦会の組織を改めて、その委員を広く社会福祉全般の代表者の中から委嘱することができるようになります。さるにまた民生委員協議会は、福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当ることを明定せられ、さらにまた市町村社会福祉関係団体の組織に加わることを得るといふうな、非常に民生委員にとりまして画期的な規定をつくられましたことは、私ども大いに賛意を表する次第でござります。ここに初めて、占領下にあつて屈辱感を与えられ、さらに民生委員の從来から持つております体験を大いに活用せんとしてそれを阻止せられておりました制度が、ここに打破せられ、民生委員の要望する制度が打立てられて、民生委員の活動に大いなる活力を与えることに相なりました点は、両手をあげて贊意を表する次第であります。

○小島委員長 山下春江君。
○山下(春委員) 私は改進党を代表いたしまして、賛成するものでござります。
委員の選出の方法につきましては、従来よりも非常によく改められたことに対しても、私も喜んでおる者の一人ではあります。が、先ほど政府委員からのお話で、どうも婦人を何割、男子を何割ということは法律としては規定できない、さうまでございましようけれども、こういうふうな非常に民主的な機関によつて選出されましても実情は女子が非常に少い、特にこの間の改選におきましては、先ほども同僚委員から強く御指摘のありましたように、私の県などでは婦人が皆無というようなまことに奇妙な選挙を行いましたことに対して、非常な不満を持つておるのあります。実際に要保護世帯あるいは未亡人世帯などは、前に婦人の民生委員に非常によく働いた人があるために、今は委員ではございませんけれども、すべての問題を前委員のところに相談に行くというような事情がそこにもここにあるのでございます。法律に規定することはおかしいと言えばおかしいかもしませんが、少くとも半分半分くらいならば規定してもらいましょう。おかしくないのでなかろうかと思うのであります。民生委員の行います事業は、大体婦人を対象にする場合の方が率からいって非常に多いのでござります。今日まで行われて来ました民生委員の業績は非常にわれくの感謝

する面もございましたが、目に余る
うなまことに悪徳漢の方が数が多く
たような感じもいたのですあります
そういう点からこれを将来運営して
かれます政府当局の方では、その点
十分に御勘案願いまして——何と申
ましても対象が女でございます、民
委員ということは一つの武器のよう
点がありましたことはお耳に入つて
ると思ひますが、こういう弊害が將
起りませんように十分な御勘考をお
いし、希望いたしまして、本案に賛
をいたすものでござります。

して本改正案に賛意を表するものであります。

前回本民生委員法の一部を改正いたしました際に、民生委員を補助的機関から協力機関にするということで、民生委員の地位の向上をはかつたのですが、ざいましたが、その結果といしまして、協力機関の一員となつた民生委員の地位は向上されたかもしませんけれども、その実際の活動におきまして、むしろかかつて積極的であったものが非常に消極的にならざるを得なかつた結果と相なつたのであります。この点まことに憂慮いたしたことかそのまま実現いたしまして、私どもは非常に遺憾に思つておつたのであります。が、今回政府におかれましてそうした点を考えられまして、そこに再び改正を出されまして、それらの不合理な点を除かれまして、民生委員が心から協力いたしまして、積極的に活動できるような組織にまた改むることは、まさに時に時宜を得た措置だと考るわけであります。しかしながらいかに法案が改正されましても、要するにその運営の衝に当る民生委員の方々がつぱな方々でなければならないことは申すまでもないであります。そういうりつばな民生委員の方々を選ぶために、ここに推薦会の組織をさらに拡充強化されて、そうしてりつばな民生委員の選出を期待されるような処置をとられたことも、非常に賢明なことだと私は考えるのであります。こうした改正がなされることによりまして、日本の社会福祉事業が一段とりつぱに発達され得ることに相なるのでございまして、この点非常に喜ばしい次第であります。いろいろ他の委員の方から希望的

おかれましてはこうした御意見を十分考慮いたされまして、この法案の運営に万全を期して、所期の目的を達せられることを希望いたしまして、私の賛成討論を終る次第であります。

○小島委員長 堤君。

○堤(ツ)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、民生委員法の一部を改正する法律案に賛成するものでござりますが、政府に二、三要求をいたしておきたいと思います。

民生委員制度なるものにつきましては今日なお幾多の欠陥がございまして、福祉事務所との関係もあり、政府当局におかれましてはこれら盲点につきましては十分お心得のことと存ずるのでござります。今回の改正まことにけつこうでござりますけれど、はたしてこの一部の改正をもつて民生委員制度の完璧を期し得るかどうかは、はなはだ疑問でございます。ことに私がただいま質疑を申し上げました通り、地方に参りますれば、その市町村の素封家であるとか、一向生活苦と縁遠いような方々だとか、また疎開して来て地方の事情にうとい方々などが額と肩書きをかせいでいる。しかも長谷川委員から御指摘がありました通り、「だいぶ選舉となれば、これが地方選挙、総選挙といわまず、非常に悪用されまして、目に余るものを見つかりて来たのでござります。どうがこういう欠点を十分御認識になつて、私が強調いたしますところの婦人民生委員、何箇年かの計画によつて民生委員は半数以上を婦人に占めさせるというところの積極的な御計畫を願いたいということを、切に要望したいものでござります。

なお推薦委員会の制度につきまして、今までの推薦委員会というものが、非常に非難ごうへたるものでありましたので、やや改正を加えられましたけれども、しかもつと民間団体といふものの立場がこの中に取り入れられてしまうべきではないか。御存じの通り地域婦人団体、それから青年団などもこのごろでは民主的な活発な活動を進めて参りまして、民生委員制度に対する鋭い批判も持つておるようでござります。婦人団体、未亡人団体、その他あらゆる民主団体が、この民生委員の中に大いに協力されることが最も望ましいと私は存ずるのでござります。私たちはもつと／＼民生委員制度につきましては、政府に要望いたしまして改正いたしたい点がござりますけれども、今回のところは各党歩調をそろえて御賛成のようでございますから、しぶしぶながら賛成をしておくわけでござります。決して今までの制度の方に対しまして満足しておるものでございませんということを御認識願いたいと思います。

○小島委員長 御異議なしと認めその
ように決します。

第三点は、毒あさがおの毒性と除毒処理の対策についてであります。第四点は、五百八トンの配付先と荷受人における本物件の処理状況を知りたいのであります。

第五点は、食料油に加工され出荷しているもののどう処理するか。

この五点につきまして、突然でござりますから、あるいは詳しい資料がないかと思いますが、おわかりになつた点だけを御回答願いたいと思います。

○楠本説明員 輸入食糧はその港において、荷上げをされますと同時に検査をいたします。場合によりますと抜き取り検査でありますために、この該当に漏れるものもございます。しかしながらまだいま御指摘の大豆につきましては、抜き取り検査に運よく該当いたしまして検査がいたされたわけであります。この大豆は港に駐在しております食品衛生監視員がこれを抜き取りまして、概略の検査をし、さらにこれを國立衛生試験所に持つて参りました。こまかい検査をいたしました。その結果たゞいま御指摘の毒物の入つておることが明らかになつたわけであります。これは当初食品衛生監視員が、港におきまして抜き取り検査をいたしましたときに、これはあやしいなと思って、すでに注意を促してござります。ただ國立衛生試験所等で検査を完了いたしましたのに一箇月余りかかりましたので、正式な文書その他の手続は一箇月後になつたわけであります。しかしそれまで品物は押えておつたわけであります。

次に毒物の処理につきましては、ただちにこれを選別いたしまして、危険

なるものは廃棄するとか、あるいは食用油としてもさしつかえないもの、つまり食用油としたならば使えるというものは食用油にまわし、あるいは食用油にならぬようなものは他の工業用油にするというような処置をとりまして、この跡始末を完了したわけであります。従いましてただいま御指摘のように、現在都内に入つておりますものは、おそらく選別の結果食用油にしてよろしいということによつて処理されたものと思つております。しかしそのような場合には、工業用材料にせよと、いう指令をいたしましたのも、隠れて往々食用油等にまわる危険性なしといたしません。この点はただちに詳細調べまして、あらためて御返事を申し上げたいと思います。

○山下(春)委員 なおこの質問書は書類をもつて提出しておりますから、これに対して詳細な御回答をいただきたく思います。が、ただいま政府委員のお答えの通り、もし工業用油にすべきものを食用油にすることがあつればないへんなことだと思ひますので、なお精細に御調査願いたいと思ひます。

○古屋(菊)委員 当局に御質問いたしましたが、今の毒あさがおというのはどういう種類でござりますか。あるいは朝鮮あさがおの種類でしようか、それともそのほかのアメリカにある毒あさがおの種類でしようか。もし朝鮮あさがおとすればベラドンナ属の毒物が入つておるから、ごく少量でも非常に毒物だと思いますが、いかがでしようか。

○楠本説明員 この事件の材料のあさがおは、朝鮮あさがおではなく普通のあさがおであります。従つてその害

毒は下痢作用でありまして、生命に危険を及ぼすというほどのものではございません。

○小島委員長 本日はこれをもつて散会いたします。次回は公報をもつて御通知いたします。

午前十一時三十分散会

〔参照〕

民生委員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕